2025年５月９日

各　位

会社名　阪和興業株式会社
代表者名　代表取締役社長　　中川　洋一
（コード：8078 東証プライム市場）
問合せ先　取締役常務執行役員　　本田　恒
（TEL. 03-3544-2000）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の当社第78回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）当社は、2025年１月28日開示の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」のとおり、2025年６月26日開催予定の当社第78回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。その決定に伴い監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日（木）（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月26日（木）（予定）

以　上

（別紙）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章 総 則	第１章 総 則
第１条～第３条（記載省略）	第１条～第３条（現行どおり）
第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人	第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査等委員会 （削除） ③会計監査人
第５条（記載省略）	第５条（現行どおり）
第２章 株 式	第２章 株 式
第６条～第１１条（記載省略）	第６条～第１１条（現行どおり）
第１２条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第１２条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。
第３章 株 主 総 会	第３章 株 主 総 会
第１３条～第１８条（記載省略）	第１３条～第１８条（現行どおり）
第４章 取締役及び取締役会	第４章 取締役及び取締役会
第１９条（取締役の員数） 当会社の取締役は２５名以内とする。	第１９条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は２５名以内とする。
（新設）	２．当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
第２０条（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。	第２０条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．（記載省略）	２．（現行どおり）
（新設）	３．当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を

現行定款	変更案
	欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	４．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第２１条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。	第２１条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。
第２２条（代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱） 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。	第２２条（代表取締役及び役付取締役の選定並びに相談役及び顧問の委嘱） 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。	２．取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長を選定することができる。
３．（記載省略）	３．（現行どおり）
第２３条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	第２３条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
２．（記載省略）	２．（現行どおり）
第２４条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は会日より３日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第２４条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は会日より３日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
（新設）	第２５条（重要な業務執行の決定の委任） 取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第２５条～第２７条（記載省略）	第２６条～第２８条（現行どおり）
第５章 監査役及び監査役会並びに会計監査人	（削除）
第２８条（監査役の員数） 当会社の監査役は５名以内とする。	（削除）
第２９条（監査役の選任） 監査役は株主総会において選任する。 ２．監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ３．当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第３０条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。但し、前条第３項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役の任期は補欠監査役選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削除）
第３１条（常勤の監査役及び常任監査役） 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。 ２．監査役会は、その決議により監査役の中から別に常任監査役を選定することができる。	（削除）

現行定款	変更案
第３２条（監査役会の招集） 　監査役会の招集通知は会日より３日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	（削除）
第３３条（監査役会規則） 　監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
第３４条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削除）
第３５条（会計監査人の責任免除） 　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削除）
（新設）	第５章　　監査等委員会及び会計監査人
（新設）	第２９条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	第３０条（監査等委員会の招集） 　監査等委員会の招集通知は会日より３日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
（新設）	第３１条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（新設）	第３２条（会計監査人の責任免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
第３６条～第３８条（記載省略）	第３３条～第３５条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 第７８回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。以下本条において同じ。）の会社法第４２３条第１項の責任の免除及び同責任に関して監査役と締結済みの責任限定契約については、同定時株主総会における変更前の定款第３４条の定めるところによる。